

料率見直しのスケジュールについて

- 1 農業災害補償制度においては、農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施設共済の料率を3年ごとに改定（一般改定）しており、その都度、農業共済部会において御審議いただいている。
- 2 本年度（平成29年度）は、農作物共済及び園芸施設共済の一般改定期にあたることから、本日の部会において御審議いただく。
- 3 なお、今般の農業災害補償法の改正の施行は平成30年4月1日であり、新たな収入保険及び農業共済の見直しは平成31年1月（農作物共済は平成31年産）からスタートすることから、制度見直しに伴う料率の改定は、今後必要なデータを収集の上、平成30年夏以降に行うこととする。

年度	平成 26	27	28	29	30
農作物共済	○			○	△
家畜共済			○		△
果樹共済		○			○
畑作物共済		○			○
園芸施設共済	○			○	△
収入保険					○

（備考）○は3年ごとの一般改定、△は制度見直しに伴う臨時の改定。